

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2012-241355

(P2012-241355A)

(43) 公開日 平成24年12月10日(2012.12.10)

(51) Int.Cl.			F I	テーマコード (参考)		
<b>E O 4 F</b>	<b>19/00</b>	<b>(2006.01)</b>	E O 4 F	19/00	D	2 E O 1 1
<b>E O 6 B</b>	<b>1/62</b>	<b>(2006.01)</b>	E O 6 B	1/62		2 E 1 1 0
<b>E O 4 F</b>	<b>13/08</b>	<b>(2006.01)</b>	E O 4 F	13/08	Z	

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 15 頁)

(21) 出願番号 特願2011-110211 (P2011-110211)  
 (22) 出願日 平成23年5月17日 (2011.5.17)

(71) 出願人 305003542  
 旭トステム外装株式会社  
 東京都江東区毛利一丁目19番10号  
 (74) 代理人 100142804  
 弁理士 大上 寛  
 (72) 発明者 柴崎 忠男  
 東京都江東区大島二丁目1番1号 株式会  
 社 L I X I L 内  
 (72) 発明者 高橋 努  
 東京都江東区大島二丁目1番1号 株式会  
 社 L I X I L 内  
 (72) 発明者 中島 泰治  
 東京都江東区大島二丁目1番1号 株式会  
 社 L I X I L 内

最終頁に続く

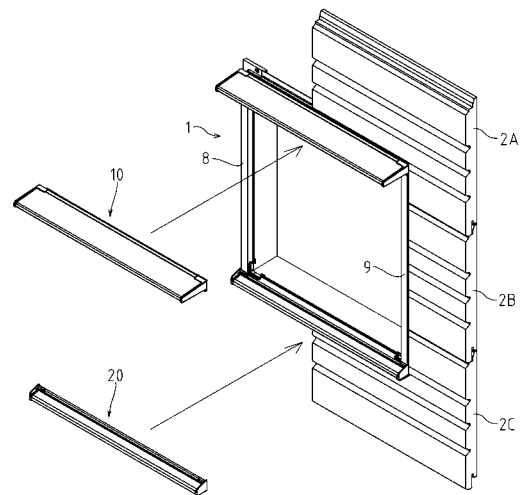
(54) 【発明の名称】 開口部装置の枠周り部材の設置構造

(57) 【要約】

【課題】 開口部装置の周囲の部位に設けられる庇部材、水切部材、額縁部材などの各部材を設置するための新規な技術を提案する。

【解決手段】 開口部装置（サッシ1）と外壁材2Aの境界部に配置される枠周り部材（庇部材10）が、サッシ1の枠部材（上枠部材40）と外壁材2Aの間の箇所（間に形成される隙間100）を通して躯体4側に固定される、こととするものである。これにより、枠周り部材の固定について、外壁材2Aに対するネジ止めが行われないため、外壁材2Aの損傷や、ネジ止め部からの浸水といった不具合の発生を防止できる。

【選択図】 図1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

開口部装置と外壁材の境界部に配置される枠周り部材が、前記開口部装置の枠部材と、前記外壁材の間の箇所を通して躯体側に固定される、開口部装置の枠周り部材の設置構造。

**【請求項 2】**

前記枠周り部材は、前記躯体に固定される前記開口部装置の枠部材、又は、前記躯体に固定される受部材に対して取付けられることで、前記躯体側に固定される、  
ことを特徴とする、請求項 1 に記載の開口部装置の枠周り部材の設置構造。

10

**【請求項 3】**

前記枠周り部材は、前記開口部装置の枠部材、又は、前記躯体に固定される受部材に対して嵌合固定される、  
ことを特徴とする、請求項 1 又は請求項 2 に記載の開口部装置の枠周り部材の設置構造。

**【請求項 4】**

前記枠周り部材は、庇部材、水切部材、又は、額縁部材のいずれかである、  
ことを特徴とする、請求項 1 乃至請求項 3 のいずれか一項に記載の開口部装置の枠周り部材の設置構造。

20

**【請求項 5】**

前記枠周り部材は、室内側の固定部と、室外側の部材の少なくとも二部材で構成される、  
ことを特徴とする、請求項 1 乃至請求項 4 のいずれか一項に記載の開口部装置の枠周り部材の設置構造。

**【請求項 6】**

前記固定部を固定後に、前記室外側の部材を前記固定部に固定する、  
ことを特徴とする、請求項 5 に記載の開口部装置の枠周り部材の設置構造。

30

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、サッシやドアなどの開口部装置の枠体に沿って設けられる庇部材や、水切部材などの設置構造に関するものである。

**【背景技術】****【0002】**

従来、サッシやドアなどの開口部装置においては、四周の枠体を額縁部材にて取り囲む形態や、枠体の上部に庇部材を設ける形態や、枠体の下部に水切部材を設ける形態が知られており、関連する技術について開示する文献も存在する。

40

**【0003】**

特許文献 1 では、サッシの枠体の周囲を取り囲むように額縁部材を設置する形態について開示するものであり、額縁部材は外壁材の外面に対してネジ止めされることとしている。

**【0004】**

特許文献 2 では、サッシの枠体の上枠に形成されるレールの部位のうち、もっとも外側にあるレールの部位に取付ける庇部材について開示がなされている。

**【先行技術文献】**

50

## 【特許文献】

【0005】

【特許文献1】特開平8-284531号公報

【特許文献2】実開昭60-75524号公報

## 【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

しかしながら、特許文献1のように、額縁部材を外壁材にネジ止めする形態では、外壁材の損傷や、ネジ止め部からの浸水などの課題が生じることになる。また、額縁部材が外壁材の裏側に設置される下地に対してネジ止めされる場合には、外壁材の裏側に配置される下地材と水切部材の位置合わせを行う必要があり、下地材の位置を確認しながらの作業が必要であった。

10

【0007】

また、特許文献2のように上枠のレールの部位に取付ける形態では、サッシの仕様によっては、窓や網戸の開閉に支障が生じることが懸念される。

【0008】

そこで、本発明は、以上の問題に鑑み、開口部装置の周囲の部位に設けられる庇部材、水切部材、額縁部材などの各部材を設置するための新規な技術を提案するものである。

【課題を解決するための手段】

【0009】

本発明の解決しようとする課題は以上の如くであり、次にこの課題を解決するための手段を説明する。

20

【0010】

即ち、請求項1に記載のごとく、  
開口部装置と外壁材の境界部に配置される枠周り部材が、  
前記開口部装置の枠部材と、前記外壁材の間の箇所を通して躯体側に固定される、開口部装置の枠周り部材の設置構造とするものである。

【0011】

また、請求項2に記載のごとく、  
前記枠周り部材は、  
前記躯体に固定される前記開口部装置の枠部材、又は、  
前記躯体に固定される受部材に対して取付けられることで、  
前記躯体側に固定される、  
こととするものである。

30

【0012】

また、請求項3に記載のごとく、  
前記枠周り部材は、  
前記開口部装置の枠部材、又は、  
前記躯体に固定される受部材に対して嵌合固定される、  
こととするものである。

40

【0013】

また、請求項4に記載のごとく、  
前記枠周り部材は、庇部材、水切部材、又は、額縁部材のいずれかである、こととするものである。

【0014】

また、請求項5に記載のごとく、  
前記枠周り部材は、  
室内側の固定部と、室外側の部材の少なくとも二部材で構成される、こととするものである。

【0015】

50

また、請求項 6 に記載のごとく、  
前記固定部を固定後に、前記室外側の部材を前記固定部に固定する、こととするものである。

【発明の効果】

【0016】

本発明の効果として、以下に示すような効果を奏する。

【0017】

即ち、請求項 1 に記載の発明においては、  
枠周り部材の固定について、外壁材に対するネジ止めが行われなため、外壁材の損傷や、ネジ止め部からの浸水といった不具合の発生を防止できる。

10

【0018】

また、請求項 2 に記載の発明においては、  
枠周り部材の固定について、外壁材に対するネジ止めが行われなため、外壁材の損傷や、ネジ止め部からの浸水といった不具合の発生を防止できる。

【0019】

また、請求項 3 に記載の発明においては、  
枠周り部材の取付を容易に行うことができ、作業性に優れた構成を実現することができる。

【0020】

また、請求項 4 に記載の発明においては、  
庇部材、水切部材、又は、額縁部材について本発明を適用することができる。

20

【0021】

また、請求項 5 に記載の発明においては、  
例えば、固定部を共通の部品として使用するとともに、室外側の部材を施工箇所に応じて選定するといったことが可能となる。

【0022】

また、請求項 6 に記載の発明においては、  
固定部を単独で躯体側に固定可能となり、固定部の固定作業、及び、固定部に対する室外側の部材の固定作業を、それぞれ容易に行うことが可能となる。特に、室外側の部材が大型となる場合においては、まず、固定部を固定することによって、その後の室外側の部材の固定部に対する固定作業が容易にできることとなる。

30

【図面の簡単な説明】

【0023】

【図 1】庇部材や水切部材の取付けの概要について示す図。

【図 2】サッシの取付部位における縦断面図。

【図 3】庇部材の設置構造について示す縦断面図。

【図 4】(a) は受部材の固定について示す図。(b) は受部材に対する庇部材の固定部の固定について示す図。(c) は固定部に対する庇形成部の固定について示す図。

【図 5】枠部材に嵌合部を設ける例について示す図。

【図 6】(a) は受部材の構造について示す断面図。(b) は受部材の構造について示す斜視図。

40

【図 7】水切部材の設置構造について示す縦断面図。

【図 8】(a) は受部材の固定について示す図。(b) は受部材に対する水切部材の固定部の固定について示す図。(c) は固定部に対する水切形成部の固定について示す図。

【図 9】水切部材の他の実施例について示す図。

【発明を実施するための形態】

【0024】

本発明は、図 3 に示す代表的な実施例に示されるように、  
開口部装置(サッシ 1)と外壁材 2 A の境界部に配置される枠周り部材(庇部材 10)が、サッシ 1 の枠部材(上枠部材 40)と外壁材 2 A の間の箇所(間に形成される隙間 1

50

00)を通して躯体4側に固定される、こととするものである。

【0025】

これにより、枠周り部材の固定について、外壁材2Aに対するネジ止めが行われなため、外壁材2Aの損傷や、ネジ止め部からの浸水といった不具合の発生を防止できる。なお、「開口部装置の枠部材と、前記外壁材の間の箇所を通して躯体側に固定される」とは、外壁材よりも室外側に配置される部位を有する枠周り部材を、外壁材よりも室内側に配置される躯体側に固定するために、外壁材2A(端面2m)と枠部材(上枠部材40)の境界部の空間(以下の実施例では隙間100)を利用することを意味するものである。

【0026】

また、図3に示すごとく、枠周り部材としての底部材10は、躯体4に固定されるサッシ1の枠部材(上枠部材40)、又は、躯体4に固定される受部材30に対して取付けられることで、躯体4側に固定される、こととするものである。

10

【0027】

なお、以下で説明する実施例では受部材30を用いる実施形態としたが、受部材30の嵌合部35(図6(a)参照)の部位を、図5に示すように、枠部材(上枠部材40A)に嵌合部35Aを形成してもよい。つまり、外壁材2Aと枠部材(上枠部材40Aの上面部41A)の間の箇所に、嵌合部35Aを形成するものである。なお、図5の例では、上面部41Aに厚肉部41nを設け、この厚肉部41nの上側に嵌合部35Aが形成されることとしている。なお、嵌合部35(図4参照)や、嵌合部35A(図5参照)については、外壁材2Aよりも室外側に配置されるものであってもよい。

20

【0028】

これにより、枠周り部材の固定について、外壁材2Aに対するネジ止めが行われなため、外壁材2Aの損傷や、ネジ止め部からの浸水といった不具合の発生を防止できる。なお、特に、枠部材と別体の受部材30を用いる形態によれば、枠部材の形状を問わずに本発明を適用することができ、汎用性の広い構成とすることができる。

【0029】

また、図3及び図4(a)~(c)に示すごとく、枠周り部材としての底部材10は、サッシ1の枠部材(上枠部材40)、又は、躯体4に固定される受部材30に対して嵌合固定される、こととするものである。

【0030】

これにより、枠周り部材の取付を容易に行うことができ、作業性に優れた構成を実現することができる。

30

【0031】

また、図1に示すごとく、前記枠周り部材は、底部材10、水切部材20、又は、額縁部材8・9のいずれかである、こととするものである。

【0032】

これにより、これら底部材10、水切部材20、又は、額縁部材8・9について本発明を適用することができる。

【0033】

また、図3に示すごとく、枠周り部材(底部材10)は、室内側の固定部11と、室外側の部材(庇形成部12)の二部材で構成している。なお、本明細書中における室内側、室外側とは、各部位の相対位置を特定する場合における室内寄り、室外寄りを意味するものであり、実際に室内、室外に存在することを意味するものではない。

40

【0034】

これにより、例えば、固定部11を共通の部品として使用するとともに、室外側の部材(庇形成部12)を施工箇所に応じて選定するといったことが可能となる。

【0035】

また、図3及び図4に示すごとく、室内側の固定部11を固定後に、室外側の部材(庇形成部12)を固定部11に固定する構成としている。

【0036】

50

この構成によれば、固定部 11 を単独で躯体側（受部材 30）に固定可能となり、受部材 30 に対する固定部 11 の固定作業、及び、固定部 11 に対する室外側の部材（庇形成部 12）の固定作業を、それぞれ容易に行うことが可能となる。特に、室外側の部材が大型となる場合においては、まず、固定部 11 を固定することによって、その後の室外側の部材の固定部 11 に対する固定作業が容易にできることとなる。

#### 【0037】

以下図面を参照しながら本発明の実施形態について説明する。

図 1 は、本発明に係る枠周り部材としての庇部材 10 や、水切部材 20 の取付けの概要について示す図である。図示せぬ躯体に対し、開口部装置としてのサッシ 1 や、外壁材 2 A・2 B・2 C が固定され、サッシ 1 と外壁材 2 A・2 B・2 C の境界部に、庇部材 10 や水切部材 20 が配置されるようになっている。

10

#### 【0038】

また、図 2 は、サッシ 1 と外壁材 2 A・2 C が躯体 4・5 に対し固定された状態について示す縦断面図である。

図 2 に示すごとく、躯体 4 に対しサッシ 1 の上部に配置される上枠部材 40 が固定され、この上枠部材 40 の室外側斜め上方に、庇部材 10 が配置される。また、躯体 5 に対しサッシ 1 の下部に配置される下枠部材 45 が固定され、この下枠部材 45 の室外側斜め下方に、水切部材 20 が配置される。

#### 【0039】

次に、サッシなどの上部に設けられる庇部材の設置構造について説明する。

20

また、図 3 は、庇部材 10 の設置構造について示す縦断面図である。

図 3 に示すごとく、サッシの上枠部材 40 の固定片 43 は躯体 4 に対し固定されており、また、庇部材 10 を取付けるための受部材 30 が、スペーサー材 3（胴縁などの場合もある）を介して躯体 4 に対して固定される。

#### 【0040】

また、図 3 に示すごとく、庇部材 10 は、躯体 4 側に固定される受部材 30 に取付けられ、外壁材 2 A から室外側に突出する状態で設けられている。また、庇部材 10 は、サッシの上枠部材 40 の上方であって、その先端の部位が、上枠部材 40 よりも室外側に配置されるようになっている。

#### 【0041】

30

また、図 3 に示すごとく、庇部材 10 は、例えば、アルミなどを押出成型、又は、金属板材を板金加工した長尺の部材にて構成することができる。本実施例では、受部材 30 側に固定される固定部 11 と、固定部 11 に固定されて軒裏 12 a を形成する庇形成部 12 と、から構成されている。

#### 【0042】

また、図 3 及び図 4（b）に示すごとく、庇部材 10 の固定部 11 は、断面視略 L 字状の部材にて構成され、室外側の部位における上部と下部には、係合片部 11 b・11 c が設けられる。また、固定部 11 の室内側の部位には、受部材 30 に形成される嵌合部 35 に嵌合される嵌合部 11 a が設けられる。この嵌合部 11 a は、溝状の嵌合部 35 に嵌入される二列の突条にて構成される。また、庇部材 10 の固定部 11 には、庇形成部 12 の室内側の下部 12 d を下側から支持するための支持片部 11 d が設けられる。

40

#### 【0043】

また、図 3 及び図 4（c）に示すごとく、庇部材 10 の庇形成部 12 は、中空の長尺部材にて構成される。また、庇形成部 12 の室内側の部位には、固定部 11 の係合片部 11 b・11 c にそれぞれ係合するための係合片部 12 b・12 c が設けられる。

#### 【0044】

また、図 4（c）に示すごとく、庇部材 10 の固定部 11 の係合片部 11 b・11 c に対し、庇形成部 12 の係合片部 12 b・12 c を係合させることで、固定部 11 と庇形成部 12 の仮固定がなされ、その後、固定具 53 を用いた固定部 11 と庇形成部 12 の固定がなされるようになっている。本実施例では、まず上部の係合片部 11 b・12 b 同士を

50

係合し、庇形成部 1 2 を倒すようにすることで、下部の係合片部 1 1 c ・ 1 2 c 同士の係合が行われるようになっており、仮固定の作業が行いやすい構造となっている。

【 0 0 4 5 】

また、図 6 ( a ) ( b ) は、受部材 3 0 の構造について示している。

受部材 3 0 は、アルミなどを押出成型、又は、金属板材を板金加工した長尺の部材であって、施工現場において、開口部装置の枠の長さ寸法に対応するように、切断加工などによる調整が適宜行うことができるものである。

【 0 0 4 6 】

また、図 4 ( a ) 及び図 6 ( a ) ( b ) に示すごとく、受部材 3 0 は、スペーサー材 3 に対する設置面 3 1 ・ 3 2 と、この設置面 3 1 ・ 3 2 の表面側方向に突出する二つの壁面部 3 3 ・ 3 4 を有して構成される。また、壁面部 3 3 ・ 3 4 の間には、溝状の嵌合部 3 5 が形成される。

10

【 0 0 4 7 】

また、図 3 及び図 6 ( a ) ( b ) に示すごとく、設置面 3 1 ・ 3 2 の表面側には、それぞれパッキン材 P 1 ・ P 2 が設けられている。パッキン材 P 1 は、設置面 3 1 と上枠部材 4 0 ( 上面部 4 1 ) の間に介挿される。パッキン材 P 2 は、設置面 3 2 と外壁材 2 A の裏面の間に介挿される。このパッキン材 P 1 ・ P 2 は、例えば、ゴム、樹脂、スポンジなどの部材にて構成される。なお、受部材 3 0 の具体的構成については、枠周り部材としての庇部材 1 0 ( 或いは水切部材、額縁部材 ) を固定できるものであれば、上記説明及び各図に開示される形態に限定されるものではない。

20

【 0 0 4 8 】

また、図 3 に示すごとく、壁面部 3 4 と外壁材 2 A ( 端面 2 m ) の間には、シーリング材 S 2 が充填される。これにより、上枠部材 4 0 ( 上面部 4 1 ) と外壁材 2 A の間の箇所 ( 間に形成される隙間 1 0 0 ) が、シーリング材 S 2 、及び、受部材 3 0 によって塞がれるようになっている。

【 0 0 4 9 】

そして、以上のようにして、図 3 に示すごとくパッキン材 P 1 によって、受部材 3 0 と上枠部材 4 0 の上面部 4 1 の間の止水を実施することができる。これにより、受部材 3 0 と上枠部材 4 0 の間から室内側に水が浸入することを防止することができる。

【 0 0 5 0 】

また、図 3 に示すごとく、シーリング材 S 2 、及び、パッキン材 P 2 によって、受部材 3 0 と外壁材 2 A の端面 2 m の間の止水を二段階で実施することができる。これにより、受部材 3 0 と外壁材 2 A ( 端面 2 m ) の間から室内側に水が浸入することを防止することができる。

30

【 0 0 5 1 】

また、図 4 ( a ) ~ ( c ) は、庇部材 1 0 の取付手順について説明する図である。

この取付手順について説明すると、図 4 ( a ) に示すごとく、まず、サッシの上枠部材 4 0 が固定された躯体 4 ( スペーサー材 3 ) に対し、ビスなどの固定具 5 1 を用いて受部材 3 0 を固定する。なお、スペーサー材 3 が設けられない施工箇所においては、受部材 3 0 が躯体 4 に直接固定されることが考えられる。

40

【 0 0 5 2 】

次に、図 4 ( b ) に示すごとく、外壁材 2 A の設置を行うとともに、外壁材 2 A と受部材 3 0 ( 壁面部 3 4 ) の間にシーリング材 S 2 が充填される。

【 0 0 5 3 】

次に、図 4 ( b ) に示すごとく、庇部材 1 0 の固定部 1 1 の嵌合部 1 1 a を、受部材 3 0 の嵌合部 3 5 に嵌合させるとともに、固定具 5 2 にて固定部 1 1 を受部材 3 0 に対して固定する。なお、固定具 5 2 を用いた固定を行うことにより、受部材 3 0 に対する固定部 1 1 の固定を強固に行うことができ、固定部 1 1 の意図せぬ脱落や、風による吹き上げ荷重による脱落などの不具合をより確実に抑制可能となる。

【 0 0 5 4 】

50

次に、図4(c)に示すごとく、庇形成部12の室外側を高くして傾けた状態とし、庇形成部12の室内側上部の係合片部12bを固定部11の係合片部11bに係合させ、その後、庇形成部12の室外側を下げるように倒すことで、下部の係合片部11c・12c同士に係合させる。その後、固定具53にて、固定部11と庇形成部12が固定される。なお、固定具53を用いた固定を行うことにより、固定部11に対する庇形成部12の固定を強固に行うことができ、庇形成部12の意図せぬ脱落や、風による吹き上げ荷重による脱落などの不具合をより確実に抑制可能となる。

【0055】

そして、図3及び図4(a)に示すごとく、以上に述べた庇部材10の設置構造においては、外壁材2Aに対するネジ止めが行われなため、外壁材2Aの損傷や、ネジ止め部からの浸水といった不具合の発生を防止できる。また、庇部材10が上枠部材40のレールの部位(垂片42a・42bの部位)に取付けられないため、窓や網戸の開閉に支障が生じることもない。また、庇部材10は受部材30に対して固定されるため、外壁材2Aの裏側に配置される下地と水切部材20の位置合わせを行う必要がない。

10

【0056】

また、図3及び図4(c)に示すごとく、本実施例では、庇部材10を、室内側の固定部11と、室外側の庇形成部12のように二部材で構成している。なお、このほか、固定部11と庇形成部12の間に別の部材を介装するなどしてもよく、少なくとも固定部11と庇形成部12を有する構成であれば、本実施例に沿う形態となる。

【0057】

この構成によれば、例えば、固定部11を共通の部品として使用するとともに、庇形成部12を施工箇所に応じて選定するといったことが可能となる。つまり、各施工箇所における仕様に依じて、外壁材からの出幅の大きい庇形成部を選定、或いは、出幅の小さい庇形成部を選定、といった選定の自由度を確保することができる。また、庇形成部12のほか、別の化粧部材(意匠部材)を取付けることも可能であり、バリエーションに富んだ実施態様を確保することができる。なお、本実施例の他、庇部材10を一部材で構成する実施形態も考えられる。

20

【0058】

また、図3及び図4に示すごとく、室内側の固定部11を受部材30に固定後に、室外側の庇形成部12を固定部11に固定する構成としている。

30

【0059】

この構成によれば、固定部11を単独で受部材30に固定可能となり、受部材30に対する固定部11の固定作業、及び、固定部11に対する庇形成部12の固定作業を、それぞれ容易に行うことが可能となる。特に、庇形成部12が大型となる場合においては、まず、固定部11を固定することによって、その後の庇形成部12の固定部11に対する固定作業が容易にできることとなる。

【0060】

次に、サッシなどの下部に設けられる水切部材の設置構造について説明する。

また、図7は、水切部材20の設置構造について示す縦断面図である。

図7に示すごとく、サッシの下枠部材45の固定片46が躯体5に対し固定される。また、水切部材20を取付けるための受部材30Aが、スペーサー材3(胴縁などの場合もある)を介して躯体5に対して固定される。

40

【0061】

また、図7に示すごとく、水切部材20は、躯体5側に固定される受部材30Aに取り付けられ、外壁材2Cから室外側に突出する状態で設けられている。また、水切部材20は、サッシの下枠部材45の下方であって、その先端の部位が、下枠部材45よりも室外側に配置されるようになっている。

【0062】

また、図7に示すごとく、水切部材20は、例えば、アルミなどを押出成型、又は、金属板材を板金加工した長尺の部材にて構成することができる。本実施例では、受部材30

50

A側に固定される固定部21と、固定部21に固定されて上面に水切面22aを形成する水切形成部22と、から構成されている。

【0063】

また、図8(b)に示すごとく、水切部材20の固定部21は、断面視略コ字状の部材にて構成され、室外側における上部と下部には、係合片部21b・21cが設けられる。また、固定部21の室内側の部位には、受部材30Aに形成される嵌合部35に嵌合される嵌合部21aが設けられる。この嵌合部21aは、溝状の嵌合部35に嵌入される二列の突条にて構成される。

【0064】

また、図8(c)に示すごとく、水切部材20の水切形成部22には、固定部21の係合片部21b・21cにそれぞれ係合するための係合片部22b・22cが設けられる。そして、固定部21の係合片部21b・21cに対し、水切形成部22の係合片部22b・22cを係合させることで、固定部21と水切形成部22の固定がなされるようになっている。本実施例では、まず上部の係合片部21b・22b同士を係合し、水切形成部22を倒すようにすることで、下部の係合片部21c・22c同士の係合が行われるようになっている。固定の作業が行いやすい構造となっている。

10

【0065】

また、図7及び図8(a)で示される受部材30Aは、図6(a)(b)に示す受部材30の構造と同様であるため説明を省略する。なお、パッキン材の有無については、受部材の設置箇所に応じて適宜選定することとしてもよい。

20

【0066】

また、図7及び図8(b)に示すごとく、壁面部34と外壁材2C(端面2n)の間には、シーリング材S4が充填される。これにより、下枠部材45と外壁材2Cの間の箇所(間に形成される隙間100A)が、シーリング材S4、及び、受部材30Aによって塞がれるようになっている。

【0067】

以上のようにして、図7に示すごとく、パッキン材P1によって、受部材30Aと下枠部材45の下面部47の間の止水を実施することがきる。これにより、受部材30Aと下枠部材45の間から室内側に水が浸入することを防止することができる。

【0068】

また、図7に示すごとく、同様に、シーリング材S4、及び、パッキン材P2によって、受部材30Aと外壁材2Cの端面2nの間の止水を二段階実施することができる。これにより、受部材30Aと外壁材2C(端面2n)の間から室内側に水が浸入することを防止することができる。

30

【0069】

また、図8(a)~(c)は、水切部材20の取付手順について説明する図である。

この取付手順について説明すると、図8(a)に示すごとく、まず、サッシの下枠部材45が固定された躯体5(スペーサー材3)に対し、ビスなどの固定具55を用いて受部材30Aを固定する。なお、スペーサー材3が設けられない施工箇所においては、受部材30Aが躯体5に直接固定されることが考えられる。

40

【0070】

次に、図8(b)に示すごとく、外壁材2Cの設置を行うとともに、外壁材2Cと受部材30A(壁面部34)の間にシーリング材S4がそれぞれ充填される。

【0071】

次に、図8(b)に示すごとく、水切部材20の固定部21の嵌合部21aを、受部材30Aの嵌合部35に嵌合させるとともに、固定具56にて固定部21を受部材30Aに対して固定する。なお、固定具56を用いた固定を行うことにより、受部材30Aに対する固定部21の固定を強固に行うことができ、固定部21の意図せぬ脱落や、風による吹き上げ荷重による脱落などの不具合をより確実に抑制可能となる。

【0072】

50

次に、図 8 ( c ) に示すごとく、水切形成部 2 2 の室外側を高くして傾けた状態とし、水切形成部 2 2 の室内側上部の係合片部 2 2 b を固定部 2 1 の係合片部 2 1 b に係合させ、その後、水切形成部 2 2 の室外側を下げるように倒すことで、下部の係合片部 2 1 c ・ 2 2 c 同士の係合が行われる。

【 0 0 7 3 】

そして、図 7 及び図 8 ( a ) ~ ( c ) に示すごとく、以上に述べた水切部材 2 0 の設置構造においては、外壁材 2 C に対するネジ止めが行われなため、外壁材 2 C の損傷や、ネジ止め部からの浸水といった不具合の発生を防止できる。また、水切部材 2 0 は受部材 3 0 A に対して固定されるため、外壁材 2 C の裏側に配置される下地と水切部材 2 0 の位置合わせを行う必要がない。

10

【 0 0 7 4 】

また、図 7 及び図 8 ( a ) ~ ( c ) に示すごとく、本実施例では、水切部材 2 0 を室内側の固定部 2 1 と、室外側の水切形成部 2 2 のように二部材で構成している。なお、このほか、固定部 2 1 と水切形成部 2 2 の間に別の部材を介装するなどしてもよく、少なくとも固定部 2 1 と水切形成部 2 2 を有する構成であれば、本実施例に沿う形態となる。

【 0 0 7 5 】

この構成によれば、例えば、固定部 2 1 を共通の部品として使用するとともに、水切形成部 2 2 を施工箇所に応じて選定するといったことが可能となる。つまり、各施工箇所における仕様に依りて、外壁材からの出幅の大きい庇形成部を選定、或いは、出幅の小さい庇形成部を選定、といった選定の自由度を確保することができる。また、水切形成部 2 2 のほかに、別の化粧部材 ( 意匠部材 ) を取付けることも可能であり、バリエーションに富んだ実施態様を確保することができる。なお、本実施例の他、水切部材 2 0 を一部材で構成する実施形態も考えられる。

20

【 0 0 7 6 】

また、図 7 及び図 8 ( a ) ~ ( c ) に示すごとく、室内側の固定部 2 1 を受部材 3 0 A に固定後に、室外側の水切形成部 2 2 を固定部 2 1 に固定する構成としている。

【 0 0 7 7 】

この構成によれば、固定部 2 1 を単独で受部材 3 0 A に固定可能となり、固定作業を容易に行うことが可能となる。特に、水切形成部 2 2 が大型となる場合においては、まず、固定部 2 1 を固定することによって、その後の水切形成部 2 2 の固定部 2 1 に対する固定作業を容易にできる。

30

【 0 0 7 8 】

また、以上に説明した実施例においては、開口部装置と外壁材の境界部に配置される枠周り部材 ( 開口部装置の周囲の部位に設けられる部材 ( 機能部材 ) ) として、庇部材や水切部材など水平方向に設置される部材の例を用いて説明したが、このほかにも、図 1 に示すごとく、サッシなどの開口部装置の縦枠と外壁材の境界部において、縦方向に設置される額縁部材 8 ・ 9 の設置についても、本発明は適用することができる。また、額縁部材 8 ・ 9 の場合においても、上述した庇部材 1 0 、水切部材 2 0 ( 図 2 参照 ) と同様に、室内側の固定部と、室外側の化粧部材 ( 意匠部材 ) の二部材で構成することとしてもよい。また、枠周り部材としては、手すり、花台、シャッター、面格子、目隠し、といった機能部材、或いは、これら機能部材を支持するための部材も考えられる。

40

【 0 0 7 9 】

さらに、図 9 に示す実施例のように、水切部材 2 0 A のように、額縁部材 8 ・ 9 の下方に配置される端部水切部材 2 0 a ・ 2 0 b と、その間に配置される額縁部材 2 0 c の組み合わせからなる構成とすることも考えられる。端部水切部材 2 0 a ・ 2 0 b と額縁部材 2 0 c とは、一体であってもよく、別体であってもよい。端部水切部材 2 0 a ・ 2 0 b においては、額縁部材 8 ・ 9 から下方に流れる雨水などの水切りを行うことができる。

【 0 0 8 0 】

この図 9 の例に示されるように、水切部材 2 0 A などの機能部材については、その長手方向において複数の部材からなる構成とすることもできる。また、長手方向において、必

50

要な機能（例えば、図9の例のように、端部においてのみ水切の機能）を持たせることも可能であり、これによれば、部材の製作コストの低減や、意匠性の自由度を向上させることができる。

【産業上の利用可能性】

【0081】

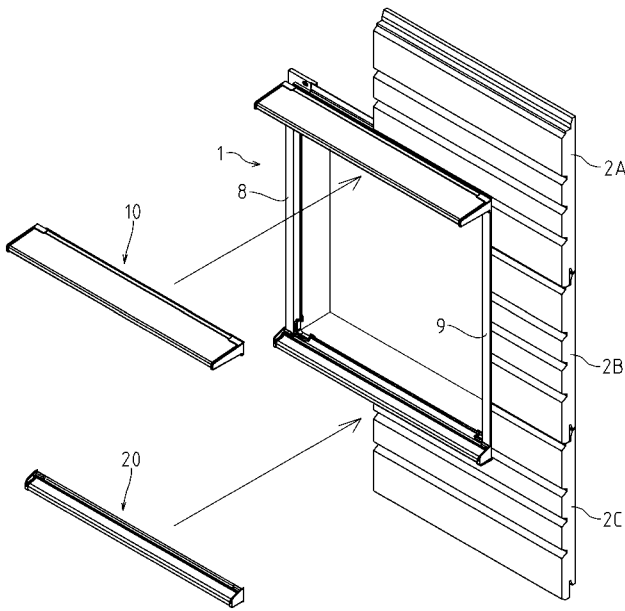
本発明の構成は、サッシ（窓）や玄関ドアなどの開口部装置と外壁材の境界部について、幅広く適用することが可能である。

【符号の説明】

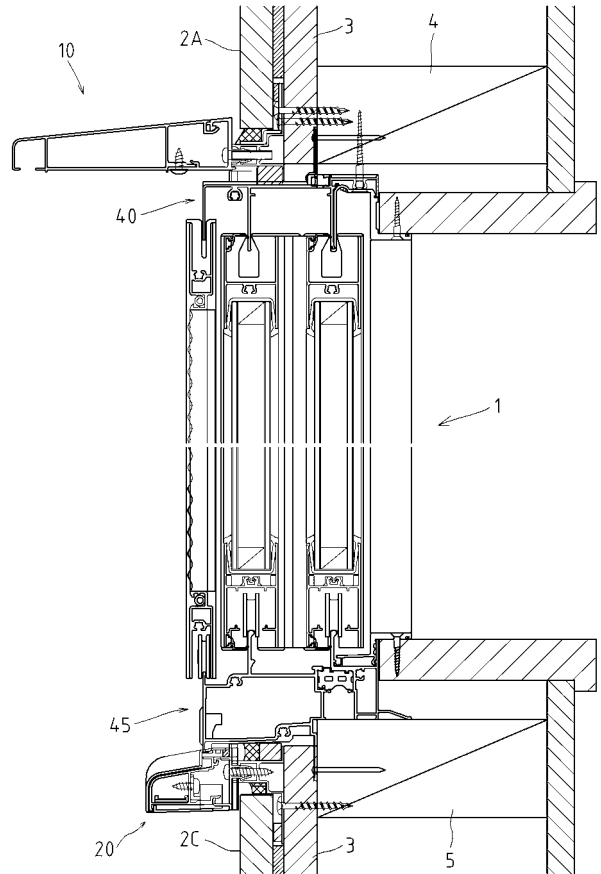
【0082】

1	サッシ	10
2 A	外壁材	
3	スペーサー材	
4	躯体	
5	躯体	
10	庇部材	
11	固定部	
12	庇形成部	
20	水切部材	
30	受部材	
35	嵌合部	20
40	上枠部材	
45	下枠部材	
P1	パッキン材	
P2	パッキン材	
S2	シーリング材	

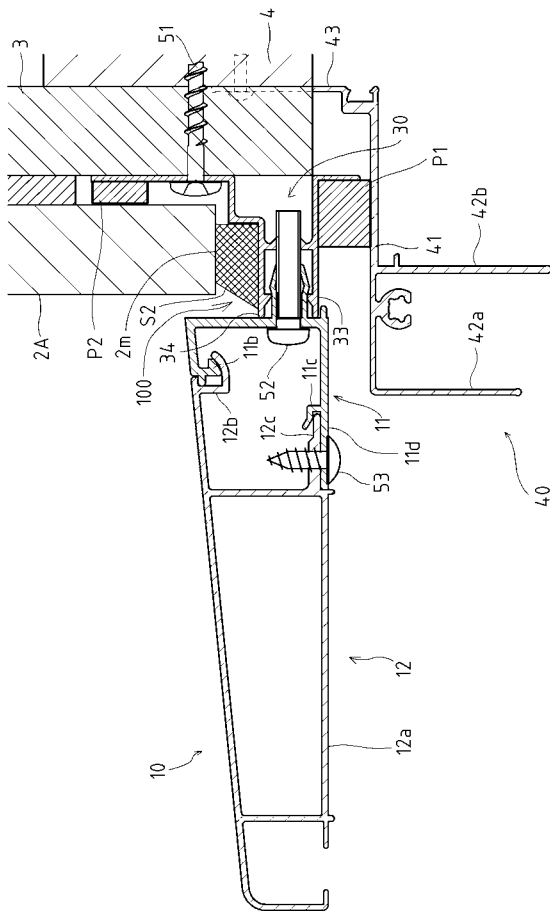
【 図 1 】



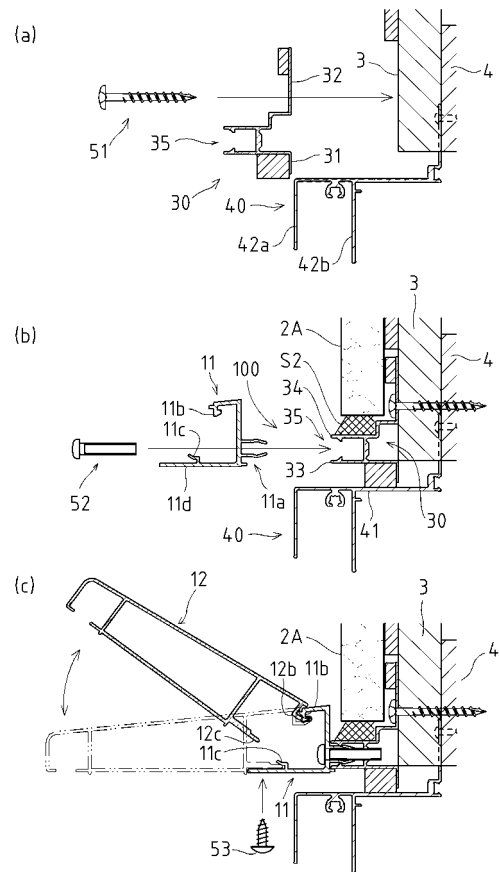
【 図 2 】



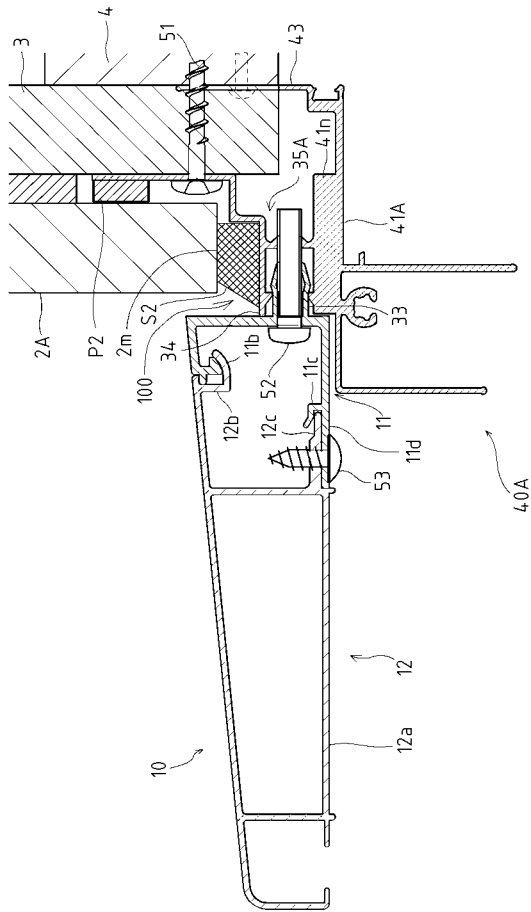
【 図 3 】



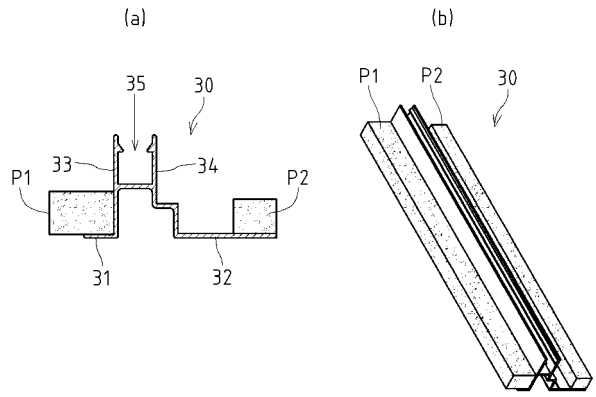
【 図 4 】



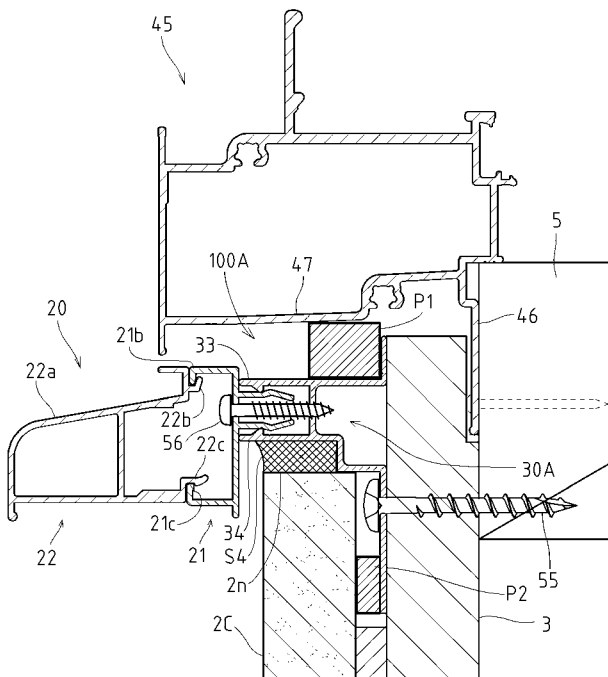
【 図 5 】



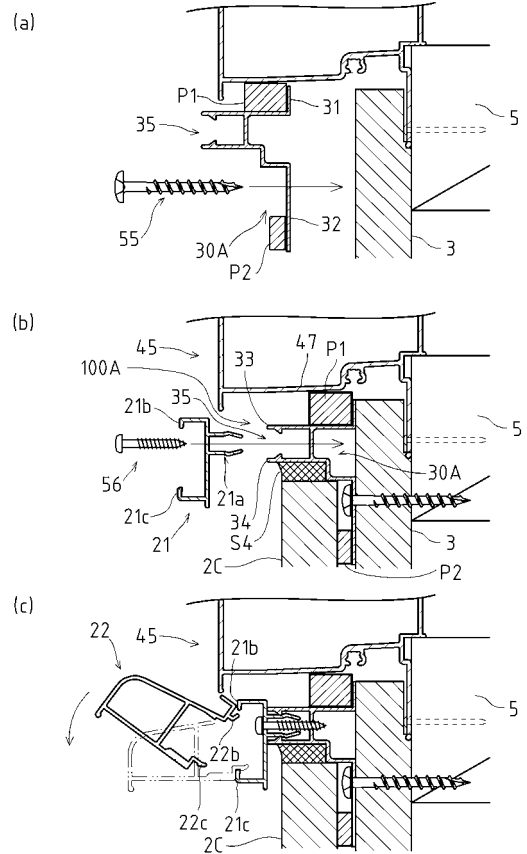
【 図 6 】



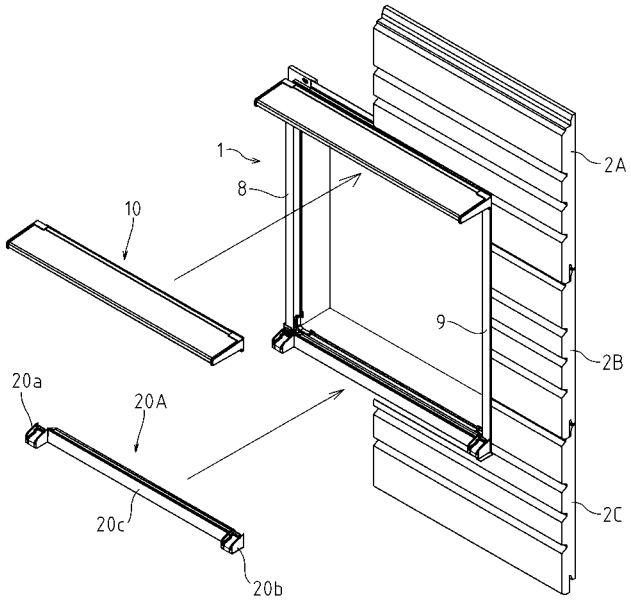
【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 9 】



---

フロントページの続き

(72)発明者 田中 進

東京都江東区毛利一丁目19番10号 旭トステム外装株式会社内

(72)発明者 佐々木 麻理

東京都江東区毛利一丁目19番10号 旭トステム外装株式会社内

Fターム(参考) 2E011 LA01 LA07 LB02 LC03 LD01 LD08 LF06

2E110 AA42 AB04 AB15 AB22 BA13 BA24 CC06 DA09 DC02 DC12

GA24Z GB01W GB06W GB42Z GB55Z